

2026年6月18日

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 川合 林太郎  
(コード：3189・東証スタンダード)  
問 合 せ 先 総務部長 里野 信泰  
電 話 番 号 03-5772-2717

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、臨時株主総会（2025年7月18日開催）において、当社および当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対するインセンティブの一つとしてストックオプション（新株予約権）を発行することを決議し、本日、取締役会決議により、具体的な発行数、割当日等の詳細を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 名称

第10回新株予約権

2. 対象者及び発行総数

当社取締役	4名	3,040個
当社の従業員	24名	8,000個
当社子会社の取締役	2名	650個
当社子会社の従業員	103名	6,110個
総計	133名	18,000個

3. 新株予約権の割当日

2026年7月10日

4. 新株予約権の発行総数

18,000個

(各新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする)

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,800,000株（上限）

6. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

## 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（当該日に取引が成立しない場合は直前営業日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

## 8. 新株予約権の行使期間

2028年7月10日から2036年7月10日まで

## 9. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、担保提供その他の処分はできない。
- ③ 新株予約権者の相続人による権利行使は認めない。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権の行使に係る年間の行使価額の合計額は1,200万円を超えてはならない。

## 10. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、新株予約権者が行使条件を満たさなくなった場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、組織再編行為の承認が株主総会で承認された場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができない。ただし、当社取締役会が特に認めた場合を除く。

## 12. 組織再編行為時における取扱い

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、当該組織再編行為の条件等に従い、新株予約権者に対して当該組織再編後の会社の新株予約権を交付することがある。

## 13. その他

その他本新株予約権の発行に関する細目事項については、取締役会決議により定める。

## (参考)

本新株予約権は、租税特別措置法第29条の2に規定する税制適格ストック・オプションとして発行するものであります。

以上